

長崎国際大学 ガバナンス・コード 遵守状況及び取組の実施状況表

基準日：令和7(2025)年3月31日

項 目				実施状況及び適合状況
第1 章 私立大学の自主性・ 自律性（ 特色ある運営）の尊重				
1 -1	建学の精神	（ １ ）	建学の精神・ 理念	平成12(2000)年の長崎国際大学の設置にあたり、九州文化学園の建学の精神に加えて、本学の建学の理念を定めている。九州文化学園の目的は、「学校法人九州文化学園寄附行為」第3条に定められており、これを受けて大学の使命と目的を「長崎国際大学学則」 第1条に次のとおり定めている。「長崎国際大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」 また、長崎国際大学の建学の理念を「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究。」と明確に定めており、これらの建学の理念、 使命・目的、教育の目標、モットーを明示し、社会の要請に応え、専門職業人と研究者の育成を行っている。
		（ ２ ）	建学の精神・ 理念に基づく 人材像	
1 -2	教育と研究の目的 （ 私立大学の使命）	（ １ ）	建学の精神・ 理念に基づく 教育目的等	本学では、「学校法人九州文化学園 建学の精神」及び「長崎国際大学 建学の理念」を定め、本学の使命・目的に沿った人材育成を行っている。目的達成のため、大学の目的、教育の目標を明確に定め、学生ファーストを念頭に置き、学生各自の知的能力と人格の向上並びに将来、社会での活動に資する教育を行っている。また、「中期計画（令和3(2021)年度～ 令和 7(2025)年度(５ヵ年)」を策定することで、建学の精神・理念、教育の目標及び各種方針の具現化を図っている。中期計画へ盛り込む事項は、建学の精神・理念に基づく人材育成や成長・発展のための教育改革、ICT・グローバル化の推進、財政基盤の安定化などとしており、PDCAサイクルを構築し、改善・改革を図ることで実効性があるものとしている。中期計画の進捗状況は運営会議において管理把握し、管理把握結果である「事業計画書」及び「事業報告書」は全教職員に周知し、外部に対しては学校法人九州文化学園ホームページで公表している。また、本学は、教育の目標に「地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」を掲げるとともに、男女共同参画社会や障害を理由とする差別のない社会を創るため、ステークホルダーとの関係を保ちながら、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を行っている。このように、ステークホルダーによる本学への満足度の向上を図ることで、大学として社会への信頼を得ることができ、社会的責任を果たすものと考えている。
		（ ２ ）	中期的（原則として5 年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	
		（ ３ ）	私立大学の社会的責任等	
第2 章 安定性・ 継続性（ 学校法人運営の基本）				
2 -1	理事会	（ １ ）	理事会の役割	理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督しており、かつ適正な管理運営に努めている。
2 -2	理事	（ １ ）	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	各理事の主な職務について、総務・財務・教学・組織運営体制へのチェック機能担当を定めて、責務（役割・職務・監督責任）を明確化している。 教職員である理事は教学・管理運営面の両方において、適切な業務執行を行っている。外部理事からも本学の発展のために必要かつ有益な知見を得て、多面的な経営判断ができるような体制を整え、学校法人の経営力・マネジメントの強化に努めている。また、理事会等の機会を利用して、私学の現状、経営や私立学校法改正についての動向などを共有している。
		（ ２ ）	学内理事の役割	
		（ ３ ）	外部理事の役割	
		（ ４ ）	理事への研修機会の提供と充実	
2 -3	監事	（ １ ）	監事の責務（役割・職務範囲）について	監事は学校法人九州文化学園寄附行為の内容を理解し、監査規則、監事監査基準を基に適切に職務を遂行している。 監事の選任については、教学を含む業務監査及び会計監査の充実を図るため、3人の監事を置いている。内部監査室と連携し、また監事会内規に基づき監事会を開催し、監事機能の強化を図っている。また、法人の業務及び法人の財産の状況の監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとしているがこのような事例はない。毎週水曜日に2人の監事が出勤し監事業務に従事し、十分な機能は果たしているが、引き続き常勤監事の設置に努めることとしている。
		（ ２ ）	監事の選任	
		（ ３ ）	監事監査基準	
		（ ４ ）	監事業務を支援するための体制整備	
		（ ５ ）	常勤監事の設置	
2 -4	評議員会	（ １ ）	諮問機関としての役割	学校法人九州文化学園寄附行為において、諮問事項を定めており、諮問機関としての役割を果たしている。また、評議員から意見を引き出す議事運営として、例えば中期計画策定時には、事前に評議員である卒業生やOB等に意見聴取や説明をするなどし、評議員会が諮問機関としての役割を果たせるような体制を整えている。監事選任においては、理事長は当該監事の職歴や経験業務等の情報を得て、資質や専門性、また監事の独立性を確保し、かつ利益相反を防止することができる者か等を検討をした上で、評議員会の同意を得るための審議を行い、適正な選任をしている。また、評議員会等の機会を利用して、私学の現状、経営や私立学校法改正についての動向などを共有している。
		（ ２ ）	議事運営の改善	
		（ ３ ）	業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について	
		（ ４ ）	監事の選任について	
2 -5	評議員	（ １ ）	評議員の選任	学校法人九州文化学園寄附行為に従い、18人の評議員(定数13～19)で組織している。学校職員7人、卒業生6人、学識経験者5人とバランスのとれた構成とし、適切に選任している。評議員会の審議終了後、全評議員に対し私立学校法改正の主旨や概要を丁寧に説明し、ガバナンス体制の充実を図り、より透明性が高く、説明責任を果たせる組織づくりに取り組めるよう研修を行った。
		（ ２ ）	評議員への研修機会の提供と充実	

項 目				実施状況及び適合状況
第3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）				
3－1	学長	（１）	学長の責務（役割・職務範囲）	学長の職務を、学校教育法第92条第3号に基づき、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条において次のとおり定めている。「大学長・短期大学長は、理事長（法人本部長含む）の命を受け大学・短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学・短期大学を代表する。」学長は、大学をマネジメントするガバナンス体制を構築するために、全学教授会を開催して、学内の意見を集約し全学的な教育方針を策定することで、学長が行う教学マネジメントが本学の教育目的に沿ったものであることを担保している。また、学長を委員長とする自己点検・評価委員会において、全学的な教育研究活動の状況を把握する体制を構築し、迅速・機動的な意思決定を確保している。学長のリーダーシップを支え職務を助けるために副学長を置くことができるとしており、「長崎国際大学副学長の設置及び選考に関する規則」第2条において、大学に、円滑な大学運営を遂行する上で、学長の職務を助けるため、学校法人九州文化学園理事会において特に必要と認めたとき、副学長を置くとしている。また、同規則第3条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めており、基準日時点で1人を任命している。また、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条で研究科長・学部長等の職務についても定めている。
		（２）	学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	
3－2	教授会	（１）	教授会の役割（学長と教授会の関係）	長崎国際大学の教授会の設置については、学校教育法第93条に基づき、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し意見を求めるための機関として適切に機能している。 「長崎国際大学教授会規程」第2条の2第2項において、教授会は、学長、副学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができるとしている。また、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定めている。 また、学長が全学的な意見を集約し、学長の意思決定を円滑化するとともに、学校法人九州文化学園と本学が情報や課題を共有し、連絡調整を行うことを役割とする機関として運営会議を設けている。
第4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）				
4－1	学生に対して	（１）	3つの方針（ポリシー）について	本学の「建学の理念」及び「教育の目標」を反映させて、3つの方針（ポリシー）を策定し、入学から卒業に至るまでの「学び」を明示し学生に周知している。 ディプロマ・ポリシーには、ホスピタリティを構成する5つの諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を授与すると明記しており、教育課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準により実施している。 カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されており、その達成のためにどのような教育内容・教育方法を取り入れるかについて明確にしており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。アドミッション・ポリシーは、建学の理念、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ策定している。さらに、上記の事を踏まえて大学院においても3つの方針（ポリシー）を策定している。また、3つの方針（ポリシー）の具現化を図るため、建学の理念であるホスピタリティの獲得を目指し、教員と学生が定期的に面談を行い、「ホスピタリティ・ループリック」をもとに学生の成長過程の確認・助言・指導等を行い、毎学期学修ポートフォリオに記録している。
4－2	教職員等に対して	（１）	教職協働	実効性のある中期計画を策定し、大学運営、教育研究活動、グローバル化、ICT化等について組織的に推進・運営することで、教職員が互いに適切な役割分担、及び協力・連携体制を確保し、教職協働の実現に努めている。本学におけるSD(Staff Development)・FD(Faculty Development)の実施に関しては、大学設置基準に基づいて、毎年、目的、目標及び実施計画を、自己点検・評価委員会で定め行っている。SD・FDには、対象教職員が全員参加しており、理事長による講話や学生支援及び財務状況に関する研修等を行うことで、教職員の能力及び資質の向上を促し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図っている。また、BD(Board Development)に関しては、各種私学団体が主催する会議、研修また意見交換等に参加し、理事・監事の責務の理解に努めている。
		（２）	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	
4－3	社会に対して	（１）	認証評価及び自己点検・評価	本学は、学校教育法第109条に基づき、学校教育法施行令第40条に定められた期間（7年以内）において、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価を受審しており、令和元(2019)年に受審し「適合」判定を受けて大学ホームページで結果を公表している。また、令和7(2025)年度の第4期では初年度となる大学機関別認証評価を受審すべく準備している。さらに、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」 「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」において内部質保証の確実な履行のための点検及び評価の実施に関し必要な事項を定め、点検・評価を推進し、その結果をもとに自ら改善・改革に努めている。また、本学は、社会連携に係る施策の設定と実施を目的として、「地域連携室」及び「産学連携・研究支援室」を設置している。さらに、産学官の連携の一環として「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業」を展開しており、本学のステークホルダーとの連携強化、産学官や他の教育機関との連携事業の具体化、一般市民対象企画の充実等、教育・研究を含めた多分野にわたり様々な事業を展開し地域社会の発展に貢献している。加えて、本学の教育の目標には、「地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」を掲げており、学生各自の知的能力と人格の向上並びに将来、地域社会での活動に資する教育を実施している。
		（２）	社会貢献・地域連携	

項 目				実施状況及び適合状況
4 - 4	危機管理及び 法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	本学では、安全衛生、安全管理、危機管理、防火・防災に関する委員会の設置及び「長崎国際大学危機管理規程」等を定めており、危機管理体制及び危機管理マニュアルの整備、災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいる。また、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターでは、学生及び教職員の心身の健康の保持・増進、並びに学生生活における日常的な相談・支援及び障がい学生支援を全学的立場から行っている。さらに、学内施設のバリアフリー化、AEDの設置や講習、熱中症対策講習や交通安全教室の開催などの安全対策を行っている。ハラスメントについても、「長崎国際大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程」「長崎国際大学ハラスメント対策委員会規程」及び、それに関連するその他の規程を整備し、人権侵害のない快適な就労、修学上の環境を確保しながら適切に対応している。情報セキュリティ対策にあたっては、情報セキュリティポリシー実施手順を策定しており、情報基盤を整備し、情報資産の有効活用・セキュリティ確保を実現するための組織・体制を定めている。なお、事業継続計画の取り組みにあたっては、「長崎国際大学危機管理規程」の基本方針に基づき「危機管理基本マニュアル」を策定し、大規模災害や重大事案発生時の安全確保をはじめとして危機管理に関する事項を定めている。また、教職員は、規程システム「じょうれいくん」で最新の規程集を閲覧可能であり、さらに、「学校法人九州文化学園行動規範」に組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範を明確に定め、規律と倫理観、誠実性を持って行動するよう周知徹底している。公益通報についても「学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則」及びそれに関する規程を整備し、啓発に努めるなど適切に運用している。
		(2)	法令遵守のための体制整備	
第5 章 透明性の確保（情報公開）				
5 - 1	情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	情報公開にあたっては、「学校教育法施行規則」及び「学校法人九州文化学園情報公開規則」に基づき「学校法人に関する情報」及び「教育・研究に資する情報」を自らの判断により積極的に公開している。「学校法人九州文化学園情報公開規則」第1条において、情報公開の目的を「学園の公共性や社会的責任を明確にし、公正かつ透明性の高い運営を実現すること」と定め、同規則第3条において、情報の公開は、ホームページ等を通じて行い、公開情報以外の情報についても必要に応じて公開に努める旨規定している。情報公開にあたっては、「学校法人九州文化学園ホームページ」「長崎国際大学ホームページ」だけでなく、「大学ポートレート」「大学案内」等を活用し広く発信するとともに、説明文や補足文等を用いるなどし、閲覧者の理解の促進を図っている。 【学校法人九州文化学園ホームページ】 https://kyubun.ed.jp/data/ 【長崎国際大学ホームページ】 https://www1.niu.ac.jp/about/disclosure/
		(2)	自主的な情報公開	
		(3)	情報公開の工夫等	